

第84号議案

品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月22日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

品川区いじめ防止対策推進条例（平成28年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「いじめの防止等のための対策の推進について審議し」を「次に掲げる事項について調査審議し」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進
- (2) 第20条に規定する重大事態に係る事実関係

第14条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 教育委員会は、対策委員会に第2項第2号に掲げる事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員の任期は、教育委員会が任命したときから調査審議が終了するときまでとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）いじめ防止対策を推進するため、品川区いじめ対策委員会における調査審議に係る体制を拡充する必要がある。